

SAGA ローカリストアカデミー企画・運營業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、SAGA ローカリストアカデミー企画・運營業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙「SAGA ローカリストアカデミー企画・運營業務委託仕様書」及び本件委託業務における企画コンペ方式による企画提案募集において乙が提案した企画提案書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、別紙「SAGA ローカリストアカデミー企画・運營業務委託仕様書」、乙からの提案および甲の指示に従って処理しなければならない。

2 乙は、ローカリストのアイデアや発想を活かした事業とするため、受託業務の詳細な内容について、甲と十分に協議して業務を処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾があれば、乙は委託業務の一部の処理を第三者に委託することができる。

2 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部の処理を第三者に委託した場合、委託した業務全てについて責任を負わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果報告書の提出）

第9条 乙は、委託業務完了後30日以内、あるいは令和9年3月19日のいずれか早い期日までに業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領した日から10日以内にその内容を審査し、委託業務の完了を確認するため、必要な検査をするものとする。

(委託料の請求及び支払)

第 10 条 乙は、成果報告書を甲に提出後、甲より確認した旨の通知を受けた後、甲に委託料の請求書を提出することができるものとする。

2 乙は、委託料の 10 分の 7 に相当する額を限度として、前払金により甲に支払いを請求することができる。

3 甲は、適正な請求書の提出があった場合、請求の日から起算して 30 日以内に、乙の指定する銀行口座に対して委託料を支払うものとする。この場合、振込手数料は甲の負担とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 11 条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年 2.5 % の割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

2 甲は、前条第 3 項に規定する期間内に委託金を支払わないときは、乙に対し約定の支払時期到来の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未受領金額に年 2.5 % の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は、遅延利息を支払う日数には算入しないものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第 13 条 前条第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

2 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は支払期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 2.5 % の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の帰属)

- 第 15 条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。
- 2 乙は、本件成果物の納品時に、その著作権（著作権第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を甲に譲渡する。乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

(第三者の権利)

- 第 16 条 本件成果物に第三者の権利が含まれる場合、乙は、甲が自由に本件成果物を利用するために必要な一切の措置をとらなければならない。
- 2 本件成果物の利用にあたり、第三者から権利侵害の主張がなされた場合、乙はその責任と費用において解決にあたる。

(秘密の保持)

- 第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

- 第 19 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

- 第 20 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県地域交流部さが創生推進課
課長

乙